

## 佐賀県告示第 121 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託した。

令和 8 年 4 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	住所又は事務所 の所在地	指定年月日	委託年月日	対象となる歳入 等又は歳出
佐賀県森林 組合連合会	佐賀市本庄町 大字本庄 278 番地 4	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	佐賀県林業・木 材産業改善資金 償還金の収納